

答申書

1 審査会の結論

審査請求人 ○○○○（以下「審査請求人」という。）が平成29年11月7日に提起した処分庁（○○市福祉事務所長）による生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第25条第2項の規定による生活保護の変更決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという審査庁（山形県知事）の主張は、妥当である。

2 審査関係人の主張の要旨

（1）審査請求人

○○円の支給額はあまりにも少額であり生活ができず、本件処分は違法・不当なものであるため、本件処分の取消しを求める。

（2）審査庁

本件処分は違法又は不当な点は認められないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

3 審理員意見書の要旨

（1）審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

（2）審理員意見書の理由

ア 本件処分に係る法令等の規定について

（ア）法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされている。

また、法第8条第1項では、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされており、法第10条では、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする」とされている。

本件処分の根拠規定となった法第25条第2項では、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない」とされている。

なお、法第 84 条の 5 によれば、法第 25 条第 2 項に基づく「職権による保護の変更に係る事務」は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務とされている。

(イ)「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日付け厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）には、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の基準並びに基準額に係る地域の級地区分が規定されている。

(ウ)「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第 7 には「最低生活費の認定」について定められており、また、次官通知第 10 によれば、「保護の要否及び程度は、原則として、世帯につき認定した最低生活費と（次官通知）第 8 によって認定した収入との対比によって決定すること」とされている。

なお、次官通知については、地方自治法第 245 条の 9 第 1 項の規定による、法定受託事務の処理に当たり地方公共団体がよるべき基準（以下「処理基準」という。）とされている。

イ 審理員の意見の理由

(ア)平成 29 年 9 月 29 日、処分庁は、同一世帯員の年金収入の認定及び冬季加算の認定を行い、本件処分を行った。

(イ)本件処分に対する審査請求人の主張には違法又は不当であるという具体的な主張はなく、本件処分は、法、保護基準及び処理基準に則って行われており、違法な点は認められない。

(ウ)本件処分に当たって、審査請求人による生活保護申請時における面接の際に、処分庁が作成している「生活保護のしおり」により、収入がある場合の生活保護費の支給について説明しているほか、本件処分の際に、審査請求人の同一世帯員の年金収入は、次官通知第 8 の規定に基づく収入認定になることについて説明していることから、不当な点も認められない。

4 調査審議の経過

平成 29 年 12 月 26 日 審査庁からの諮問の受付

平成 30 年 1 月 9 日 調査審議

5 審査会の判断の理由

(1) 最低生活費の認定について

本件処分にあって処分庁が行った審査請求人の最低生活費の認定は、法、前記の保護基準及び前記の次官通知第 7 に基づいて適正に算定されていることが認められる。

(2) 年金収入を認定することについて

法によると、保護は、生活に困窮する者が、その利用しうる資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ（法第4条第1項）、他の法律に定める扶助は、全て法による保護に優先して行われる（同条第2項）こととされている。

本件処分における同一世帯員が受給する年金収入の認定については、法及び前記の次官通知第8の規定に則ったものであり、適正であると認められる。

(3) 原処分について

審査請求人は支給額が少ないことを主張するが、上記（1）及び（2）を踏まえると、本件処分は法令等の規定に基づき適正に行われており、違法又は不当とはいえない。

また、処分庁は、本件処分に先立ち生活保護申請時において、収入がある場合の生活保護費の取扱いを審査請求人に対して説明しており、本件処分において同一世帯員の年金収入の認定及び冬季加算の認定によるものであると変更理由を明示したうえで通知していることから、手続上も違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は棄却されるべきであるという審査庁の主張は、妥当であると判断する。

山形県行政不服審査会

水 上 進（会長）

阿 部 未 央

齋 藤 哲 也

津 川 恵美子